

大洲市サテライトオフィス誘致戦略支援業務 仕様書

1 業務名

大洲市サテライトオフィス誘致戦略支援業務

2 目的

大洲市では、令和4年3月に大洲市DX推進計画を策定し、その中で新しい働き方を実現する拠点づくりを推進しており、市と事業者等がオープンなスペースを共同利用することにより、情報交換や協働等を通じて、地域課題の解決につながる新たな取り組みを生み出すことを目指している。

本業務は、大洲市の地域資源や地域課題を分析し、他の自治体と差別化された明確な大洲市の誘致戦略を策定することにより、首都圏等からのサテライトオフィス誘致を推進し、誘致企業が地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

大洲市サテライトオフィス誘致戦略支援業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年1月13日まで

4 業務内容

(1) 誘致戦略の策定

・サテライトオフィス誘致に関して、大洲市の地域資源（産業・観光・施設等）や課題の調査・分析・整理を行い、その地域資源等に関連した誘致すべき企業を選定し、進出メリットを明確化させること。

・戦略策定に際して、庁内関係各課に対してヒアリングを実施し、また市内視察を行う等、幅広く情報を収集し、意見の集約を図ること。

・サテライトオフィス等の施設整備、補助制度、ワーケーションの可能性及び誘致活動方針に関する提案を行うこと。

(2) PR ツールの制作

・策定した誘致戦略や、誘致に関する情報を、イベント出展時や商談時等に企業に届けるためのPRツールとして12ページ程度（プレゼン内容10ページ、表・裏表紙2ページ）のプレゼン資料及びPRチラシ（A4両面）を制作すること。

5 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

6 成果物

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに大洲市商工産業課に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は、以下の通りとする。

- ・誘致戦略書製本（2部）
- ・プレゼン資料及びPRチラシ（2部）
- ・業務報告書（2部）
- ・上記成果物の電子データ
- ・協議資料

7 その他

- (1) 業務について疑問が生じた場合は、担当者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (2) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記が無いものであっても、原則として全て受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (4) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は大洲市に帰属する。
- (5) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ大洲市と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。
- (6) 受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、大洲市の検査を受けなければならない。